

## 第二款 解約價格の計算

二八八

解約價格の計算に當り其標準を責任準備金に求め、之より若干の控除を行ひ其殘額を以て返戻金と爲すは學理上間然する所なし、然れども之れ唯學理上正當なる範圍を設定したるに過ぎずして、其公平なる金額如何の問題に至ては今尙依然として解決するに至らざるも要するに。

- (一) 解約價格は責任準備金を超過すべからざること
- (二) 解約者は健體と看做し得る理由あるを以て抗死力の減退に對して補償せしむると新契約費の未償却分を賠償せしむること
- (三) 考慮し適宜に之を按排せざるべからず、而して之が計算には必ずしも複雜なる方式を要せず、蓋し實行に適せざるのみならず又甚だ不便なることあればなり、要是實行方法として其計算したる數字に近似すれば足れり、試に現今行はるゝ解約返戻金の割合に付き主なるものを列舉すれば次の如し。

- (イ) 責任準備金を標準とし其六割乃至七割五分を最低とし、其九割乃至十割を最高とするものにして、獨逸墺國芥蘭和蘭葡萄牙露西亞等の會社中に此方法を用ふるものあり
- (ロ) 責任準備金の九割より保險金の二半を控除したるものを最低とし、順次其金額に及ぶものにして此方法を行ふもの獨逸會社に在り
- (ハ) 責任準備金の五割を最低とし経過年數一年毎に五分を増し、十割を最高とするものにして、此方法を探るもの匈牙利の會社に在り
- (ニ) 解約當時の一時拂純保險料より將來拂込むべき營業保險料の現價を控除したる殘額を返還するものにして、此方法を用ふるもの丁抹の會社に在り。
- (ホ) 既拂保險料の三割乃至五割を最少限度として返還するものにして多數の英國會社の採用する所なり
- (ヘ) 責任準備金より將來拂込むべき純保險料の現價の百分の五を控除したる金額を

最少限度とする返還金を拂渡すものにして、米國マサチューセッツ州の法律に規定す。

(ト) 責任準備金より二割を控除したる残額を最少限度として返還するものにして、ニユーヨーク州の法律に規定す

(チ) 經過年數三年は責任準備金の四割引四年は三割六分引五年は三割二分引とし以上一年毎に四分宛減少し最高を責任準備金の四分引とするものにしてミシガン州の法律に規定す

(リ) 責任準備金より新契約費未償却分に對する賠償として保険金額の百分の一・二五及び其契約の一時拂保險料の百分の三を控除し、抗死力の減退に對する補償として解約の時に於ける一時拂五ヶ年定期保險料の一割を控除したる残額を解約返戻金とするものにして、明治三十五年明治、帝國等の諸會社が設定したるものなり。

## 第十一章 生命保險事業の監督

### 第一節 總論

保險が社會上國民經濟上有要なる機關たるは贅言を要せず、故に國家は之を助長育成して其健全なる發達を企圖せざるべからず、是れ保險政策が他の商工政策と共に國家重要の政務たる所以なり、殊に生命保險の如く零碎なる保險料を社會の各方面殊に中流階級以下より蒐集するものに在りては、其經營如何に因り社會上重大なる問題を惹起すべく、且社會一般公衆の生命保險に對する知識は未だ幼稚なるを免れざるを以て、往々投機者流の乘ずる所となり、悲慘の結果を貽したるは内外に其例乏しからず、是れ諸國概ね特殊の法規を設けて保險事業の監督に任ずる所以なり、而して國家が保險事業に對する監督に三主義あり公示主義準則主義及び免許主義即ち之なり。

(一) 公示主義 公示主義とは國家が單に保險者に對して、事業の狀況成績其他之に關

する計算等を公示することを命ずるのみにして、之れ以上積極的に何等の施設を講ぜず其批評を全然利害關係者の裁斷に一任するものを云ふ、英國は此主義に據る。然れども此主義は保険思想の高度に發達せる邦國に適せんも總ての國總ての保険種類を通じて適用し得べからず。

(二) 準則主義 準則主義とは國家が事業の開始に付き一定の條件を規定し、保険事業を行はんとする場合に、必らず之に遵據せしむるも苟くも法定の條件を具備するに於ては何人と雖も、保険事業を開始することを得せしむるものにして、爾後其經營の内容に關しては實體的の干渉を爲さず、公示主義に於けるが如く單に一定の形式に據ることを要求するに止まるものとす、故に準則主義は公示主義に比して形式上僅に一步を進めたるものに過ぎずと云ふべし。

(三) 免許主義 免許主義とは國家が啻に保険事業の開始のみならず、爾後其經營の内容に關し實體的に干渉を行ふものにして、徹頭徹尾個人の自由を認めざるものと云ふ。

蓋し保険事業に對する國家の助長政策と其濫用を取締らんとする矯正政策とに依て、其實績を擧ぐるを以て目的とするものなればなり、現今多數の國は此主義に基きて保險監督の法規を制定す、我國も亦此主義に則り明治三十三年始めて保険業法を制定し、大正二年之を改正せり、現行法は即ち此改正保険業法なりとす、以下節を逐ふて其大要を述ぶべし。

## 第二節 保険事業の開始に關する規定

保険事業の開始に付き規定する所大凡次の如し。

第一 免許を要すること 保険事業は主務官廳の免許を受くるにあらざれば之を營むことを得ず、而して其免許を申請するには申請書に(一)定款(二)事業方法書(三)普通保險約款(四)保險料及び責任準備金算出の基礎に關する書類(五)財產の利用方法書を記載したる書類を添附することを要す、從て以上の書類を變更するには主務官廳の認可を受くることを要す。

國家は發起人の人格信用並に其事業計畫等を知るの必要あるを以て、事業免許の申請前發起認可の申請を爲さしむ、而して發起認可申請書に前掲の書類の外、一株主又は社員若くは基金釀出者募集の有無並に募集の方法及其の範圍(二)各發起人の引受くべき株式の數又は相互會社の各發起人の契約すべき被保險者又は保險の目的の數並に金額(三)事業開始後保險契約者募集に關する豫定計畫の概要並に開業三年間の收支豫算を記載する發起目論見書を添附することを要す。

發起人は發起の認可を受くるにあらざれば、株主社員又は基金釀出者を募集することを得ず、尙事業免許の申請は總取締役及總監査役に於て之を爲すことを要せり。

**第二 保險事業の主體を株式會社又は相互會社に限りたること** 元來生命保險は永久を期する事業なるのみならず、且事業の性質上物的信用の強大なることを要するを以て、到底個人企業に適せず、是れ國法が資本團體たる株式會社及び保險者と保險契約者の二資格を共有する相互會社にのみ限りて之を認めたる所以なり。

**第三 兼業を禁じたること** 國法が保險會社に兼業を禁じたるは、兼業に依りて本來の事業に不利益を來たさうらしめん爲めなり、故に國家に於て此虞なきこと確實なりと認むるときは兼業を認可するものと解すべし、即ち法は同一の會社にして生命保險と損害保險とを併せて、其目的と爲すことを得ずと規定したるに、生命保險の再保險を認むるが如き又は保險本來の目的と相距る甚だ遠きビルディング經營の如き若くは保險契約者に對する保險證券擔保貸付以外の貸付金の如き其著例なり。

**第四 供託金を命じたること** 國法が必要と認むるとき相當の金額を供託せしむるは、之に依て一般公衆の利益を保護するに在ると同時に、株金又は基金の拂込を確實にし以て無資力者の權利賣買を禁遏せんとするに在り、

**第五 資本金に制限を設けたること** 保險事業を目的とする株式會社は商事會社なれども、法は其資本金額を以て十萬圓を下ることを得ずとし、相互會社に付ても同様に規定したり、而して保險會社の設立は準則主義にあらずして、免許主義なるが故に

上述の資本金は單に其最小限度を劃定したるに止まり、近時の實際に在りては損害保險會社は百萬圓以上、生命保險會社は五十萬圓以上にあらざれば主務官廳は發起認可を與へざる方針なるが如し。

保險殊に生命保險事業は他の事業と異なり、巨額の營業資金を要せずして却て多額の保險料を放資して適當に運用するは、其合理的經營に極めて肝要なり、之を以て保險會社の資本は事業資金たるよりは寧ろ保險關係者に對する擔保基金たる性質を有するものと謂ふべし、之れ保險業法が株式會社たる保險事業に限り株金々額拂込前にても資本の増加を認めたる所以なり。

### 第三節 保險事業の執行に關する規定

保險事業の執行に付き規定する所大凡次の如し。

**第一** 事業年度は一年たること 保險會社の事業年度が一年たることを要するは事業經營の基礎的要素たる保險料の算出が一年を一期として計算せらるゝを以てなり。

**第二** 決算書類を公示すること 保險契約者被保險者又は保險金受取人は會社の定期總會終結の後財產目錄、貸借對照表、事業報告書、損益計算書及び基金の償却利息の支拂準備金並に利益又は剩餘の配當に關する決議書の閲覽を求め、又は其謄本若くは抄本の交付を請求することを得べし、蓋し是等の保險關係者は會社の事業成績財政狀態等に付き、株主と同様に深甚の利害關係を有するを以て法が特に之を認めたる所以なり。

**第三** 責任準備金を積立つること 保險會社が責任準備金を積立つることを要するは、其の徵收する保險料の性質に鑑みて自明の理なり。

**第四** 財產利用の制限を設けたること 保險會社が其の財產を利用するには國債證券の所有及之を擔保とする貸付を除く外左の各號に付き其財產(未だ拂込を爲さざる)の五分の一を超ゆることを得ざるものとす。

- 一 公共團體に對する無擔保貸付
- 二 第一號に該當せざる無擔保貸付

- 三 同一人に對する貸付若くは預金又は同一人に對する債權を擔保とする貸付
- 四 同一會社の株券若くは債券の所有又は之を擔保とする貸付
- 五 同一公共團體の債券の所有又は之を擔保とする貸付
- 六 同一物件の所有又は之を擔保とする貸付
- 七 不動產の所有
- 右の内第三號及第四號又は第三號及第五號の方法に依り利用する金額は之を通算し又保證は第一號及第二號の適用に付ては之を擔保と看做さざるものとす。
- 尙保險會社の財產利用方法は以上の範圍内に於て左の事項を定むべきものとす。
- 一 所有すべき財產の種類及其の制限
  - 二 貸付の種類及其の制限
  - 三 擔保貸付に在りては其擔保物件の種類及制限
- 但生命保險會社は責任準備金及責任準備金以外の財產に分ちて前項の事項を定むることを要す。
- 第五** 業務の検査を爲すこと 保險會社の業務は主務官廳の監督に屬するを以て主務官廳は保險業法及び保險會社が提出したる免許申請書に關する規定を厲行せしむる爲め、必要なる命令を爲すことを得るのみならず、何時にも保險會社をして其事業の報告を爲さしめ、又は會社の業務及び會社財產の状況を検査することを得べし。
- 第六** 業務の停止を命ずること 主務官廳が保險會社の業務又は會社財產の状況に依り其事業の繼續を困難なりと認むときは、財產の供託若くは其事業の停止を命じ、又は期間を定めて業務執行の方法若くは計算の基礎の變更を命じ其他保險契約者被保險者又は保險金額を受取るべき者の權利を保護するに必要な命令を爲すことを得るものとす。
- 第七** 取締役の改選を命じ若くは免許を取消すこと 保險會社が主務官廳の命令に違反したるときは主務官廳は啻に事業の停止若くは取締役の改選を命ずるのみならず

更に進んで免許を取消し得るものとす。

二〇〇

#### 第四節 外國保險會社に對する監督

國家が内國保險會社に對して行ふ監督の必要なる所以は、外國會社に對するものと自ら其理由を異にする、蓋し國家が自國の保險事業を監督するは之に依て其健全なる發達を企圖せんとするに在り、而して之れが爲めに或は助長政策を行ひ、或は矯正政策に出づるも畢竟するに上記の目的を達せんが爲めに他ならず、而して外國會社の内國に於ける活動は此目的の達成上一大障害たるべしと雖も、國際情誼の關係上之を排斥し得べきにあらず、要は之に對して適宜の措置を講じ無知なる一般公衆を誤らざしむるに在り。

外國會社に對して行ふ監督の正當なる理由として學者の舉ぐるものは、(一)幼稚產業保護の意味に於て行ふこと、(二)所謂經濟的侵害を防止すること、(三)法規並に慣習を異にする外國會社との契約締結は往々爭訟を惹起する虞あること、(四)外國會社が突如其内國に於

ける業を廢して、本國に引上ぐる場合に其保險關係者は多大の不便を感じることはなり我國は明治三十三年勅令第三百八十號を以て外國會社に對する監督法を設け大正元年勅令第五十六號を以て之を改正し、翌二年二月一日より實施せられて現在に及べり、以下其要旨を款に別らて述べべし。

##### 第一款 事業免許に關する規定

外國人又は外國會社が保險事業を營まんとするときは、日本に支店事務所又は代理店を設け且主務官廳の免許を受くることを要し、免許を申請するには申請書に、(一)定款(二)日本に於ける事業方法書、(三)普通保險約款、(四)保險料及び責任準備金算出の基礎に關する書類、(五)最終の財產目錄貸借對照表及び損益計算書、(六)財產の利用方法を記載したる書類を添附することを要すとせり。

##### 第二款 供託金に關する規定

外國會社は保險事業の免許を受けたりと雖も、法定の供託金即ち生命保險を目的と

するものに在りては十五萬圓の金額を供託するにあらざれば、其事業を開始することを得ず而て生命保険を目的とする外國會社は、各事業年度の終に於て計算したる責任準備金の十分の六に相當する金額が會社の既に供託したる金額を超ゆるときは、差額を次の事業年度開始後六箇月内に供託することを要す、其金額が既に供託したる金額に達せざる時は供託金が十五萬圓の金額を下らざる限度に於て差額の還付を請求するとを得と規定し右供託金は主務官廳の認許したる有價證券を以て代納することを得とせり。

### 第三款 其他重なる規定

- 一 日本に於ける事業の本據及び代表者の氏名住所を主務官廳に届出づること
  - 二 保險證券及び保險約款は日本語を以て記載するを要すること。
- 其他事業報告書の提出、事業の停止若くは代表者の改任又は免許の取消、罰則の適用等は内國會社に對するものと同一なるに付き略す。
- .....(了).....



.....【論險保命生】.....

大正十二年二月十日印刷  
大正十二年二月十三日發行

【近世商業經濟叢書】

【定價 金一圓二十銭】

奥

著者

原島

茂

附

發行者

東京市神田區表神保町十番地

松

印刷者

遠藤

廉治

所

國

松

發  
兌  
文  
雅  
堂

東京市神田區表神保町一〇  
錦糸東京 四二八二一番  
大阪市東區内淡路町二丁目  
錦糸大阪 三一六六六番

【全印刷株式會社印行】

# 近世商業經濟叢書

發行書目

* 貨幣論	堀江歸一著	定價一圓二十錢 送料十三錢
* 特殊銀行論	松崎壽著	定價一圓二十錢 送料十三錢
* 工業金融論	水野淳二著	定價一圓二十錢 送料十三錢
* 銀行實務の研究	須藤文吉著	定價一圓二十錢 送料十三錢
* 日本金融市場論	二宮丁三著	定價一圓二十錢 送料十三錢
* 銀行信用狀の研究	神戸高商教授	定價一圓二十錢 送料十三錢
* 商工經營學	太田哲三著	定價一圓二十錢 送料十三錢
* 商業學總論	關野九郎著	定價一圓二十錢 送料十三錢
* 商業政策	二宮丁三著	定價一圓二十錢 送料十三錢
* 商業賣買論	關野九郎著	定價一圓二十錢 送料十三錢
* 商業心理學	大野辰見著	定價一圓二十錢 送料十三錢
* 廣告心理學	井關十二郎著	定價一圓二十錢 送料十三錢
* 購買慾の心理的研究	北原龍雄著	定價一圓二十錢 送料十三錢

\* 經濟史概要 栗栖赴夫著 法學士 定價一圓二十錢

\* 外國爲替論 須藤文吉著 神戶高商教授 定價一圓二十錢

\* 國際金融論 安井辰衛著 法學士 定價一圓二十錢

\* 信用品狀論 田邊浩著 商學士 定價一圓二十錢

\* 輸出貿易手續詳解 增田屋合資會社々員上坂西三著 定價一圓二十錢

\* 鐵道論 國吉省三著 商學士 定價一圓二十錢

\* 關稅政策論 小林行昌著 商學士 定價一圓二十錢

\* 會社の組織及設立と經營 橋本良平著 商學士 定價一圓二十錢

\* 會社の會計 橋本良平著 商學士 定價一圓二十錢

\* 無盡及無盡會社論 栗栖赴夫著 法學士 定價一圓二十錢

\* 貸借對照表の研究 栗栖赴夫著 法學士 定價一圓二十錢

\* 原價計算論 太田哲三著 商學士 定價一圓二十錢

\* 營業及所得稅法詳解 須藤文吉著 神戶高商教授 定價一圓二十錢

\* 保 險 總 論

成蹊專門教授  
都築直三著

定價一圓二十錢  
送料十三錢

\* 船舶及積荷と海上保險

阪元法學士著

定價一圓二十錢  
送料十三錢

\* 共 同 海 損 論

藤本幸太郎著  
商學博士

定價一圓二十錢  
送料十三錢

\* 船 舶 衝 突 論

北澤宥勝著  
經濟學士

定價一圓二十錢  
送料十三錢

\* 再 保 險 論

原島茂著  
商學士

定價一圓二十錢  
送料十三錢

\* 生 命 保 險 論

原島茂著  
商學士

定價一圓二十錢  
送料十三錢

\* 火 災 保 險 論

原島茂著  
商學士

定價一圓二十錢  
送料十三錢

175

201

終